

岩手県告示第44号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成25年1月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成24年12月20日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社瀧沢重機建設
    - イ 主たる営業所の所在地 岩手郡雫石町御明神山津田55番地2
    - ウ 代表者の氏名 瀧沢忠夫
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-21）第20022号
  - (3) 処分の内容 とび・土工工事業、石工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成24年12月19日付けでとび・土工工事業、石工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成25年1月8日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 下田工務店
    - イ 主たる営業所の所在地 岩手郡雫石町西根上駒木野51番地
    - ウ 代表者の氏名 下田慎吾
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第20240号
  - (3) 処分の内容 建築工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成25年1月8日付けで建築工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成25年1月7日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 D' 93ウッドスタジオ
    - イ 主たる営業所の所在地 花巻市北湯口第2地割214番地2
    - ウ 代表者の氏名 角掛一彦
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第40128号
  - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成25年1月7日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成24年12月25日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 勇等建工
    - イ 主たる営業所の所在地 二戸市上斗米字上川代35番地64
    - ウ 代表者の氏名 田中館忠
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第150073号
  - (3) 処分の内容 とび・土工工事業及び塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成24年12月13日付けでとび・土工工事業及び塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。